



**【受付日時】**  
 月～土曜日（原則、祝日・年末年始を除く）  
 午前8時30分～午後5時15分  
 ※分室については、月～金曜日、午前9時30分～午後4時です。  
 ※上記の時間外でも、緊急を要するご連絡は各地域包括支援センターに電話でご連絡ください。

地域包括支援センターは、お住まいの地域ごとに設置されています。  
 担当の地域包括支援センターは、地域包括ケア推進課にお問い合わせください。

場所	名称	所在地	電話	担当支会
①	川越市地域包括支援センター きた	川越市石原町1-27-7	049-299-6760	第1・2・4支会 山田支会
②	川越市地域包括支援センター 中央ひがし	川越市仙波町3-16-13 B02	049-227-7878	第5・6・7・8支会
③	川越市地域包括支援センター 中央にし	川越市中原町2-1-9 川越市子育て安心施設4階	049-229-5332	第3・9・10支会
④	川越市地域包括支援センター ひがし	川越市並木新町2-5 桜ビル2階	049-235-7731	芳野支会・古谷支会 南古谷支会
⑤	川越市地域包括支援センター ひがし分室	川越市大字鴨田3355-1	049-298-7807	
⑥	川越市地域包括支援センター たかしな	川越市砂新田4-1-4	049-291-6003	高階支会
⑦	川越市地域包括支援センター みなみ	川越市中台南1-19-4	049-241-3676	第11支会 福原支会
⑧	川越市地域包括支援センター だいとう	川越市南台2-11-4	049-249-7766	大東支会
⑨	川越市地域包括支援センター かすみ	川越市かすみ野2-1-14	049-234-8181	霞ヶ関支会 川鶴支会
⑩	川越市地域包括支援センター にし	川越市大字吉田204-2	049-239-0003	霞ヶ関北支会 名細支会
⑪	川越市地域包括支援センター にし分室	川越市霞ヶ関東1-8-11 1階	049-299-6161	

# わたしたちの 介護保険

わかりやすい利用の手引き



6	しくみと加入者	26	費用の支払い
8	保険料の決まり方・納め方	30	地域支援事業
10	サービス利用の手順	37	地域包括支援センターのご案内
14	サービスの種類と費用	38	介護保険以外の高齢者福祉サービス

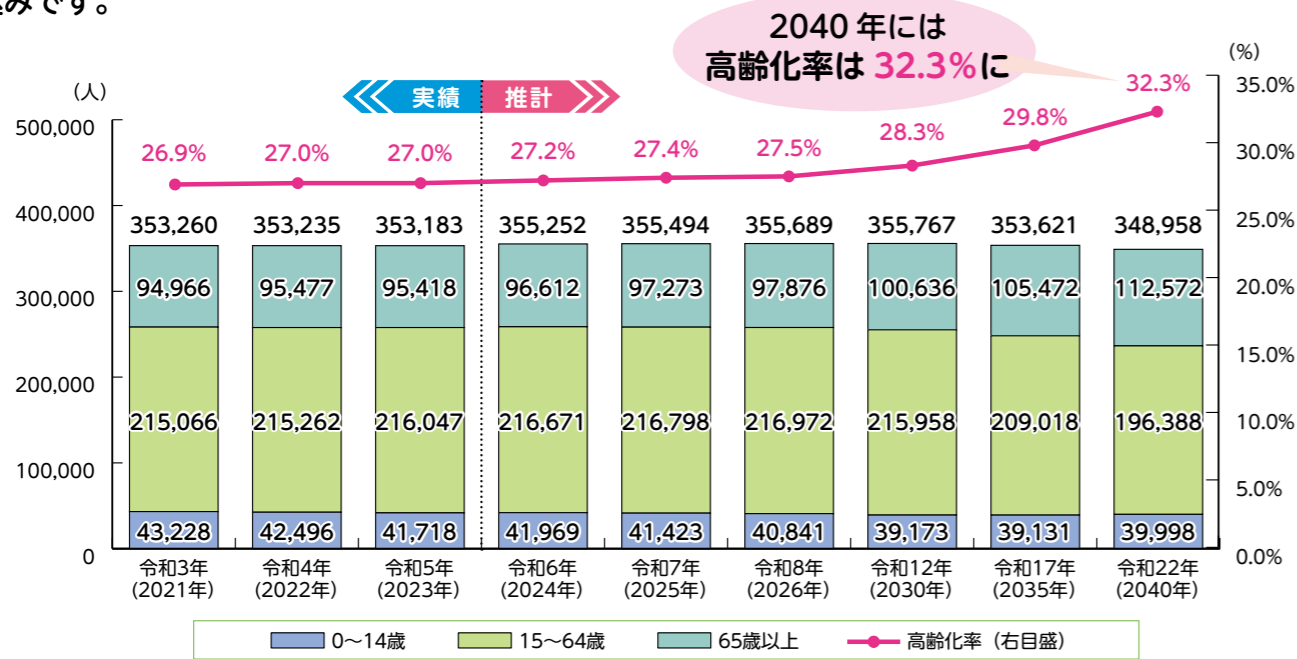
# 川越市の介護保険の状況

※第9期川越市介護保険事業計画(令和6~8年度)から抜粋

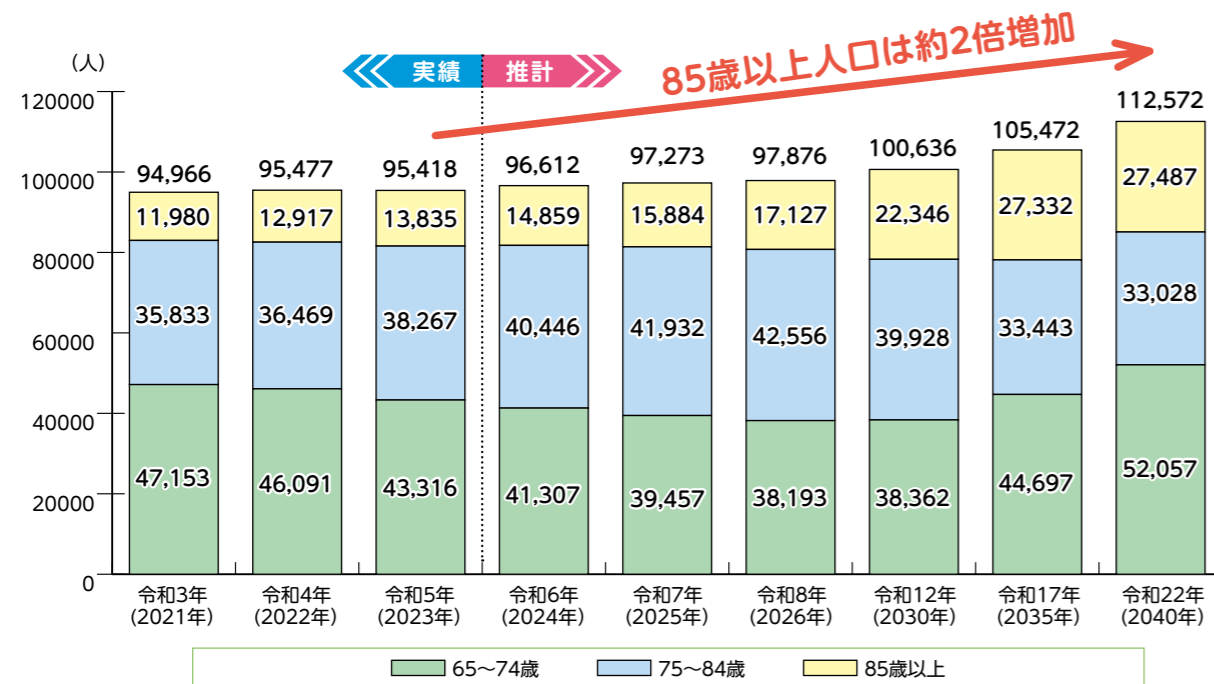
## 川越市の高齢者人口の推移

川越市の総人口は、令和10年に約35万6千人でピークを迎え、その後、減少局面に入っていくことが見込まれます。

一方、高齢者(65歳以上)人口は、総人口が減少局面に入った後も増加を続ける見込みです。令和5年に27%であった高齢化率は令和22年には32.3%に達する見込みで、令和5年に比べ、約17,200人増える見込みです。

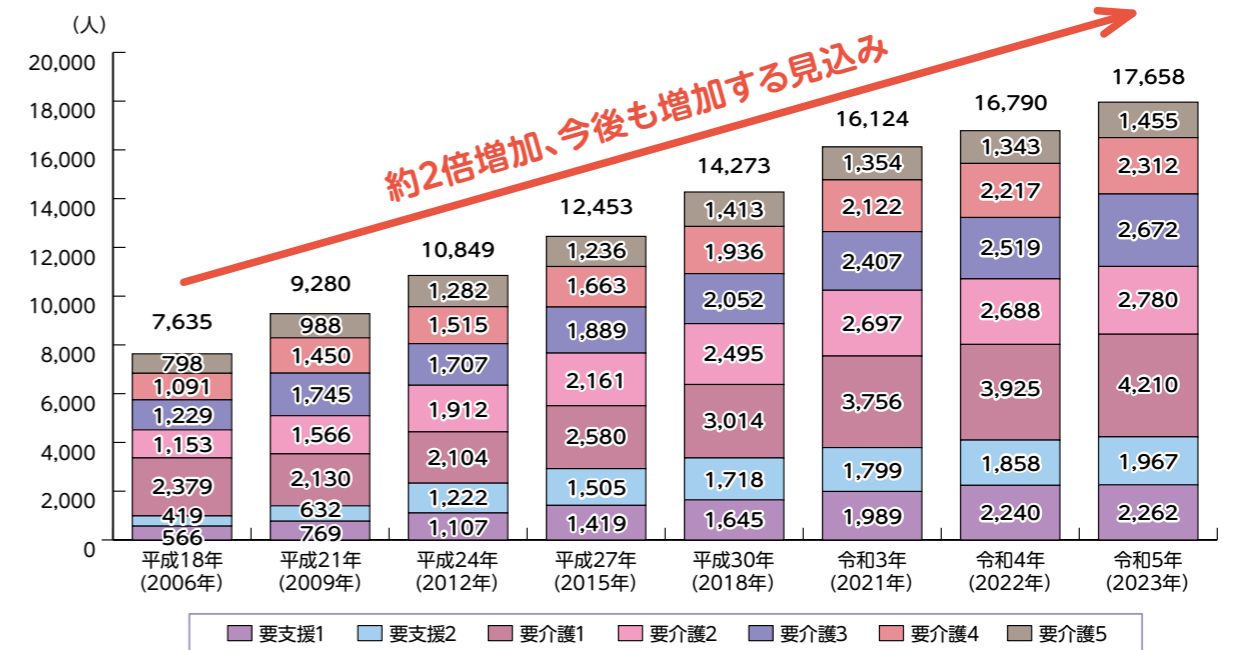


高齢者人口の年代別内訳をみると、特に85歳以上の高齢者が増加する見込みであり、令和22年は、令和5年と比較して約2倍(約13,700人の増加)となり、高齢者全体の25%に達すると推計されます。



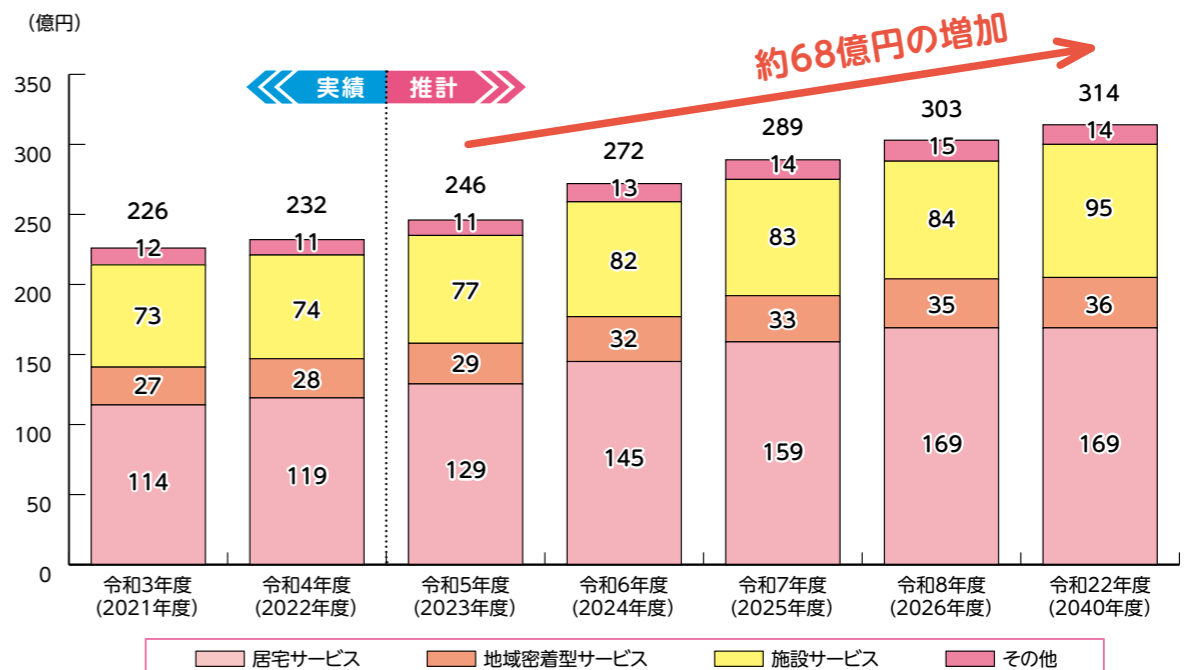
## 要介護(要支援)認定者数の状況

要介護(要支援)認定者数は増加を続けており、平成18年の7,635人から令和5年には17,658人と約2.3倍となっています。今後も高齢者人口、特に要介護(要支援)認定者の割合が高くなる85歳以上人口の増加に伴い、要介護(要支援)認定者数はさらに増加することが見込まれます。



## 介護給付費の実績と見込み

川越市は、介護サービス費用のうち、利用者負担額(1~3割)を除いた金額を介護給付費として介護サービス事業者に支払っており、財源として公費(税金)とみなさんから預かった保険料を使用しています。介護給付費は要介護(要支援)認定者の増加に伴い、年々増加しており、令和22年度は約314億円(令和5年度より約68億円の増加)となる見込みです。



# 住み慣れた地域で、見守りながら、支えあいながら、 健幸(けんこう)で安心して暮らせるまちの実現のために

※健幸(けんこう)は身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送ることを意味する言葉(造語)です。

高齢者人口の増加に伴い介護が必要な方が増える一方、現役世代の減少により介護の担い手が不足しているなど、様々な課題がある中、川越市は高齢者の方一人ひとりが、生きがいを感じながら、いきいきと充実した生活を送れるようなまちの実現をめざし、各種施策を推進しています。

「フレイル」になることを防ぐため、川越市が行っている健康づくり、社会参加、通いの場をいくつか紹介いたします。皆さんの参加をお待ちしています。

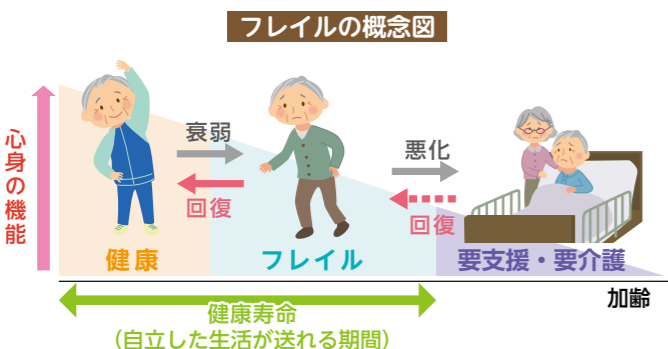
## フレイル予防のカギは「社会参加」

フレイルは心身ともに機能が低下し、知らず知らずのうちに全身の機能が下り坂になってしまい、要介護に近づいてしまう状態です。

多くの方が健康な状態からフレイルの段階を経て、介護が必要な状態に陥ると考えられています。フレイルの兆候を早期に発見して、日常生活を見直すなど正しい対処をすれば、フレイルの進行を予防したり、健康な状態に戻したりすることができます。

「社会とのつながり」を失うことがフレイルの最初の入口といわれています。社会とのつながりを失うと、生活範囲やこころの健康、口腔機能、栄養状態、身体機能までもが低下をきたし、ドミノ倒しのようにフレイルが進行してきます。

フレイルのドミノ倒しが起こらないように、自分の居場所や活動、活躍の場をたくさん見つけて、社会とのつながりを持つことが大切です。



葛谷雅文「老年医学におけるSarcopenia & Frailtyの重要性」(日本老年医学会雑誌46(4) 279-285頁、2009年)をもとに作成



社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入口です

出典:東京大学 高齢社会総合研究機構「フレイル予防ハンドブック」、飯島勝矢、田中友規ら(Tanaka T, Iijima K, et al. GGI 2022)

## いもっこ体操

いもっこ体操は、道具を使わず、ゆっくりとした運動で、どの世代でも取り組みやすい体操です。

また、運動は1人よりも仲間とおこなうほうが、要介護状態になりにくく、認知機能の低下を予防するという報告もあります。

そのため、本市では、いもっこ体操を「近くで」「みんなと」行っている自主グループ活動について、地域にある身近な「通いの場」の1つとして推進しています。

地域の自主グループ活動では、介護予防サポーターの皆さん等が中心となり、いもっこ体操だけでなく、脳トレや歌、茶話会などのレクリエーション活動を実施しているグループも多く見られます。



川越市公式YouTubeチャンネル「川越市チャンネル」で動画公開中



## オレンジカフェ

オレンジカフェは、認知症の人、ご家族、地域にお住まいの方、医療・介護の専門職など、誰もが気軽に集うことができる場です。公民館や自治会館など、地域の様々な場所で開催されています。

認知症の人と地域の方等が直接交流してお互いを知り、つながりが生まれることで、認知症の正しい理解が進んだり、見守りあう場としての側面もあります。

参加されていた人が認知症になった場合でも、これまでのつながりがあることで、近所の方が家まで迎えに行き一緒に参加し続けるなど、認知症になる前と変わらずに参加できている方もいます。「認知症の〇〇さん」という捉え方ではなく、認知症の有無に関わらずに「同じ地域で暮らす〇〇さん」という理解が大切です。



オレンジカフェの様子

### 参加者からの声

ここに来れば、仲間と話ができるし、楽しんでいます

介護保険のサービス以外で出かけることのできる貴重な場所になっています

## スマホを活用した介護予防ポイント事業

高齢者施設等でボランティア活動を行うとポイントが貯まり、貯めたポイントを活動奨励金などに交換できる介護支援いきいきポイント事業について、新たにスマホを活用し、運動や交流活動を行った場合もポイント付与の対象とするなど、事業の拡充を予定しています。



令和6年度中に拡充予定です!

### 川越市の取組を詳しく知りたい方

「すこやかプラン・川越 川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画」をご覧ください。

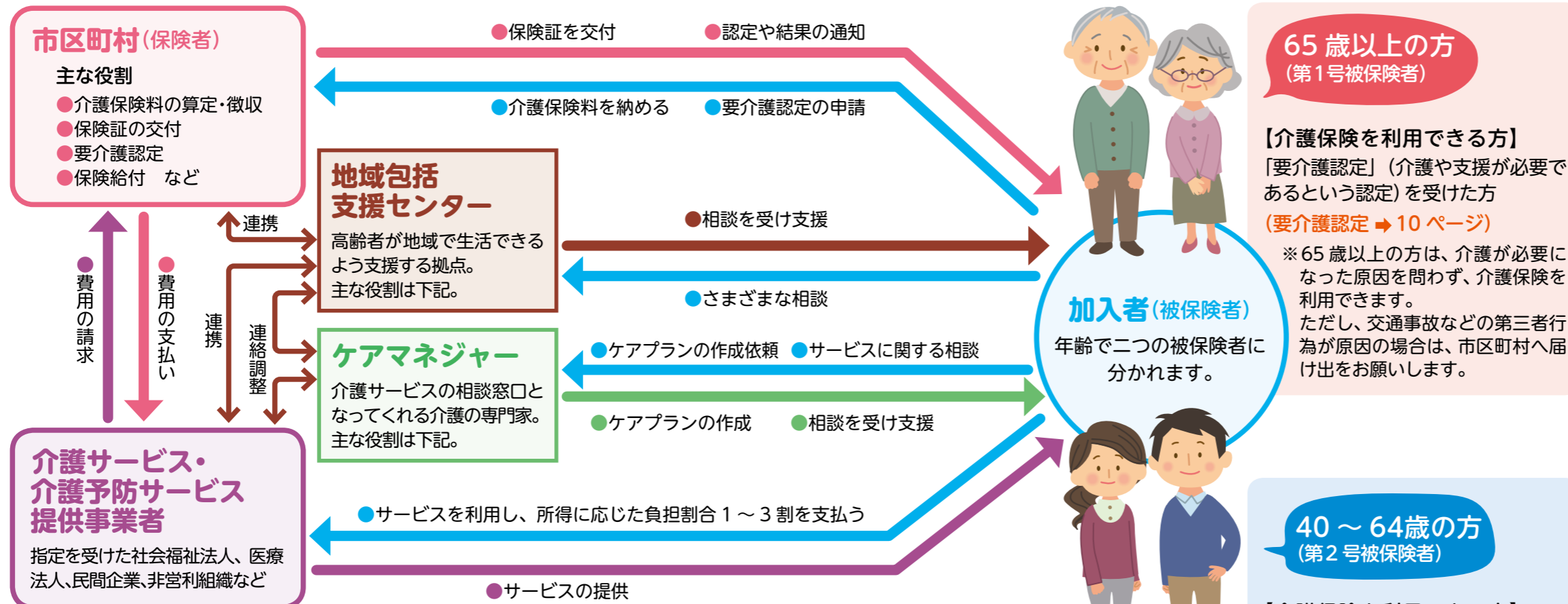


すこやかプラン・川越

検索

# 住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、運営は市区町村が行っています。



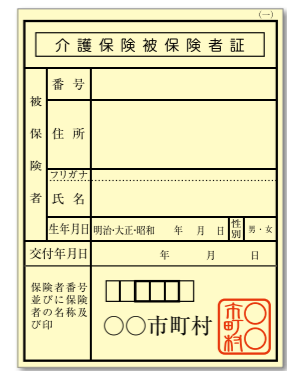
## 介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

**65歳以上の方は**  
 65歳になる月に全員に交付されます。

**40～64歳の方は**  
 認定を受けた方に交付されます。

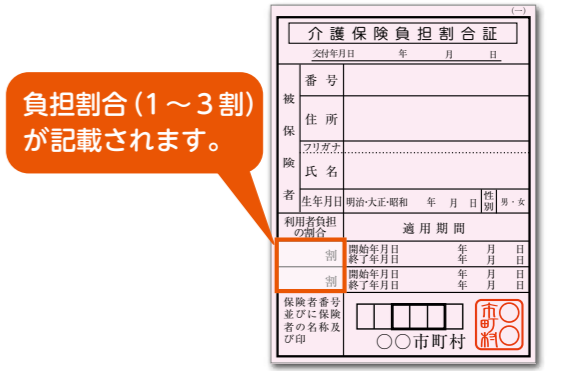
- 【保険証が必要なとき】**
- 要介護認定を申請(更新)するとき
  - ケアプランを作成するとき
  - 介護保険サービスを利用するとき など



## 負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。  
 ※負担割合に関して、詳しくは26ページ。

**【負担割合証が必要なとき】**  
 ●介護保険サービス等を利用するとき  
**【適用期間】** 1年間(8月1日～翌年7月31日)



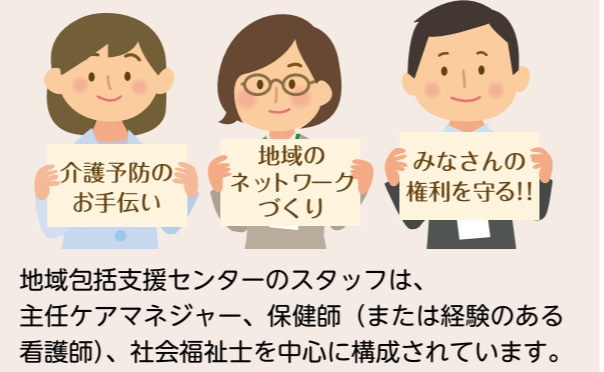
介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

## 「地域包括支援センター」とは？

介護予防ケアプランを作成するほか、市区町村・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合相談窓口です。

- 【主にどんなことをするの？】**
- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
  - 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
  - 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

## どんなスタッフがいるの？



## 「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

## 【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
  - ケアプランの作成
  - 介護サービス事業者との連絡調整
  - サービスの再評価とサービス計画の練り直し など
- ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



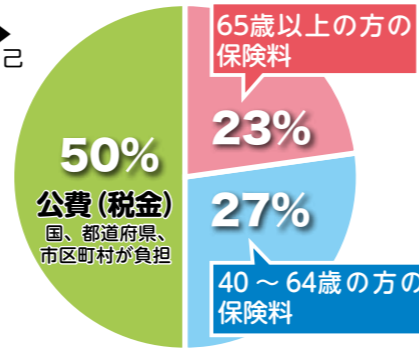
# 社会全体で介護保険を支えています

## 介護保険制度とは

介護保険制度は、老後における最大の不安要因である介護の問題を、助け合いの精神で、高齢者の方にも現役世代の方にも全体の費用の一部を負担しあっていただき、必要な介護サービスを将来にわたり安定的に提供するための制度です。

介護保険の財源の内訳▶  
(このほかに利用者自己負担分があります)

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と、みなさん一人ひとりに納めていただく「介護保険料」を財源として運営されています。



## 65歳以上の方の保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、川越市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。保険料、所得段階区分は市区町村によって異なります。

川越市の令和6～8年度の保険料の基準額 69,960円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金 <sup>*1</sup> 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285	19,938円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 <sup>*2</sup> の合計が	80万円以下の方	基準額 × 0.485
第3段階		80万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.685
第4段階		120万円超の方	基準額 × 0.90
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超の方	基準額 × 1.00 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	125万円未満の方	基準額 × 1.15
第7段階		125万円以上 190万円未満の方	基準額 × 1.30
第8段階		190万円以上 400万円未満の方	基準額 × 1.60
第9段階		400万円以上 500万円未満の方	基準額 × 1.80
第10段階		500万円以上 600万円未満の方	基準額 × 1.90
第11段階		600万円以上 700万円未満の方	基準額 × 2.00
第12段階		700万円以上 1,000万円未満の方	基準額 × 2.20
第13段階	1,000万円以上の方	基準額 × 2.40	

\* 保険料賦課額は、年額保険料の100円未満を切り捨てた額となります。

※1 高齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 所得段階第1～第5段階では、公的年金等に係る雑所得金額を控除した額とします。また、長期・短期譲渡所得があった場合には、すべての所得段階で、これら所得に係る特別控除額を控除します。

★第1～3段階の保険料について、消費税率の引き上げに伴い公費による保険料の軽減強化が実施されています。表中の「基準額に対する割合」、「年額保険料」は軽減後のものとなります。

## 65歳以上の方の保険料の納め方

原則、【年金から差し引き】となります(特別徴収)。ただし、次の場合は納付書で納めます(普通徴収)。

### 保険料を納付書で納める方(普通徴収)

- 年度途中で65歳になった方
- 年度途中で他の市区町村から転入した方
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった方
- 保険料が減額になった方
- 年金が一時差し止めになった方 など

原則、特別徴収の対象者として把握された年の翌年度から差し引き(特別徴収)となります。それまでは、納付書で納めます。

- 年度途中で保険料が増額になった方

増額分を納付書で納めます。

- 年金が年額18万円未満の方

納付書で納めます。

### 納付書での納め方

● 市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替が便利です。**

手続き

- ① 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- ② 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



口座振替が便利ね



### 保険料を年金からの差し引きにより納める方(特別徴収)

保険料は、年金の支払い月に差し引かれます。

## 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の医療保険に加入している方	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。  令和2年度から保険者ごとの総報酬に連動した総報酬割により決まるようになりました。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

# 介護保険の利用には申請が必要です

介護保険サービスを利用するときは、まず市に申請して「要介護認定」を受けましょう。  
※要介護認定は、介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとも申請できます。

「要介護認定」とは、介護保険サービスがどれくらい必要か、などを判断するための審査です。

## ①申請する

申請の窓口は市の介護保険課です。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。  
(更新申請も含まれます。)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



### 申請に必要なもの

- 申請書  
介護保険課の窓口や地域包括支援センターに置いてあります。
  - 介護保険の保険証
  - 健康保険の保険証  
(40～64歳の方のみ)
  - 本人のマイナンバーが確認できる書類  
マイナンバーカード  
マイナンバーが記載された住民票の写し など
  - 申請者の身元確認ができるもの
    - ・1点で確認できる書類(写真があるもの)  
マイナンバーカード 運転免許証 パスポート  
運転経歴証明書 身体障害者手帳  
精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 など
    - ・2点で確認できる書類  
介護保険の保険証 介護保険負担割合証  
介護保険負担限度額認定証  
健康保険の保険者証 年金手帳 など
- 申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

## ②要介護認定

次の手順に従って、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

- 訪問調査  
認定調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて調査を行います。
- 主治医の意見書  
市の依頼により主治医が意見書を作成します。  
※市が取り寄せますので、本人または家族が提出する必要はありません。
- 一次判定  
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
- 二次判定(認定審査)  
一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

## 介護保険 Q&A

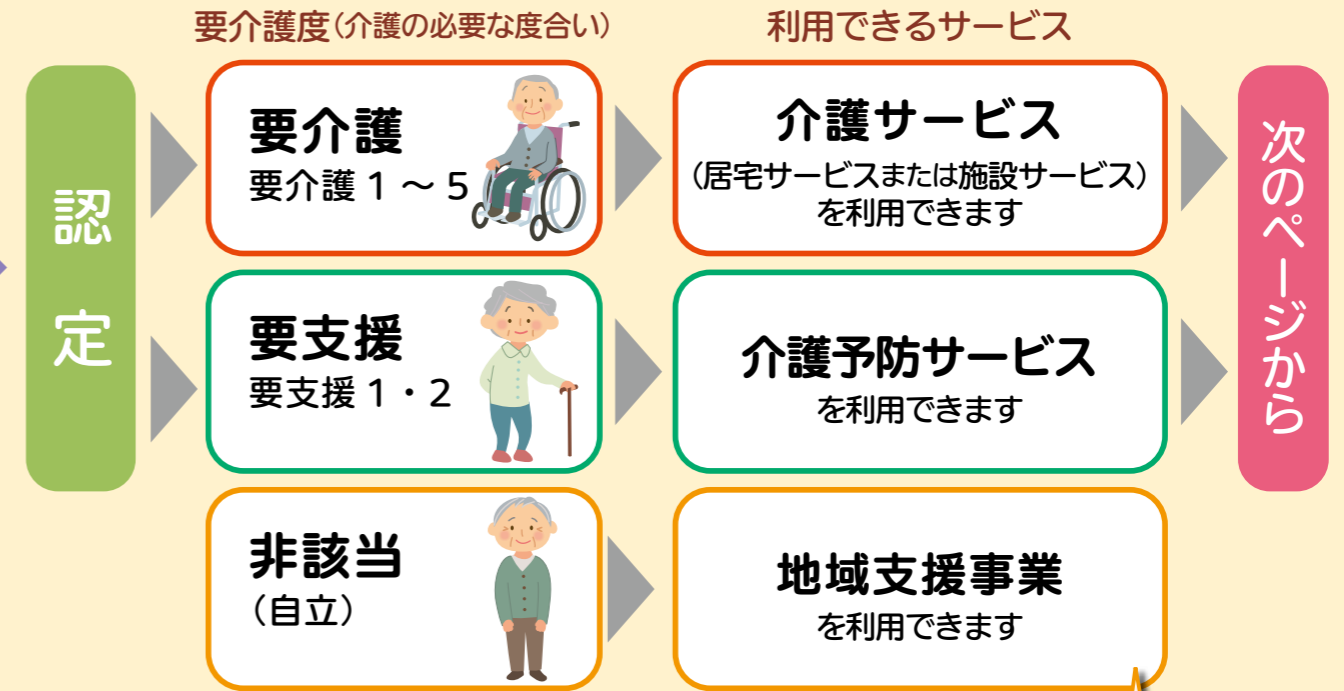
**Q** 訪問調査ではどんな心構えが必要ですか？

**A** 利用者の普段の生活や身体の状況を、ありのまま伝えましょう。

訪問調査では「片足で立っているか」「何かにつかまらないで起き上がれるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員が質問をします。  
日常の様子などについて、詳しくたずねられる場合もありますので、できるだけ具体的に伝えましょう。  
認知症の方などは、気候や時間帯によって状態が変わってくる場合がありますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくといでしょう。

## ③結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。



## 地域支援事業のサービスは対象者によって2種類

65歳以上のすべての高齢者が対象

今後、支援や介護が必要となる可能性が高い高齢者が対象

〈一般介護予防事業〉

健康づくりや介護予防に関する各種教室の開催、自主グループ活動への支援など、いつまでも元気でいられるよう支援します。



〈介護予防・生活支援サービス事業〉

「基本チェックリスト」の結果により、介護予防・生活支援サービス事業対象者(今後、要支援・要介護状態になる可能性の高い方)を決定します。

介護予防・生活支援サービス事業対象者は、地域包括支援センターの職員などと相談しながら目標を決め、計画にそってサービスを利用します。

しくみと加入者

保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者福祉サービス

# サービス利用の手順

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者  
また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域包括支援

に、施設への入所を希望する方は介護保険施設等に連絡します。  
センターなどに連絡します。

ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

自宅を中心に利用する  
**介護サービス**の種類  
(P.15～19)



① 居宅介護支援事業者に連絡します

- 市区町村などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



② ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成します。

③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup>します。
- ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。



介護保険施設等へ入所したい  
**介護サービス**の種類 (P.20～21)  
**施設サービス**の種類 (P.22)



① 介護保険施設等に連絡します

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



② ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

③ サービスを利用します

- ケアプランにそって介護保険の**介護サービス**・**施設サービス**を利用します。



要支援1・2の方

① 地域包括支援センターなどに連絡します

- 地域包括支援センターなどに連絡、相談をします。
- 介護予防サービス**の種類 (P.15～)
- 介護予防・生活支援サービス事業**について (P.30)

② 担当職員やケアマネジャーに希望を伝えます

- 担当職員やケアマネジャーと、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ 介護予防ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 担当職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup>します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**・**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



介護予防・生活支援サービス事業対象者

① 地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 介護予防・生活支援サービス事業**について (P.30)



② 職員に希望を伝えます

- 地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup>します。
- ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

しくみと加入者

保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者福祉サービス

# 介護保険サービスの種類

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

## 介護保険サービスの種類

- 自宅を訪問してもらう** P.15～17
- 生活する環境を整える** P.24～25
- 施設に通って利用する** P.17～18
- 短期間施設に泊まる** P.19
- 通いを中心とした複合的なサービス** P.20
- 介護保険施設に移り住む** P.22
- 自宅から移り住んで利用する** P.20～21

### マーク、自己負担のめやす等について

**要介護 1～5** 要介護 1～5の方が介護保険を使って利用できるサービス  
**要支援 1・2** 要支援 1・2の方が介護保険を使って利用できるサービス

※要介護3～5の方向けのサービスや要支援2の方向けのサービスなどは数字の違いで表現しています。

**地域密着型サービス** 原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できる介護保険サービス。サービスの種類などは市区町村によって異なります。

- 自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。(負担割合については、26ページ参照)
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。(自己負担1割の費用のめやすは基本報酬をもとに算定していますが、ほかに各種の加算や減算による費用の増減があります。)

### 【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



## 介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

**要介護 1～5** きょたくかいごしえん  
**居宅介護支援**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



**要支援 1・2** かいごよほうしえん  
**介護予防支援**

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

※(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

## ①自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービスには、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなどさまざまな種類があります。

### 日常生活の手助けをしてもらう

**要介護 1～5** ほうもんかいご  
**訪問介護【ホームヘルプサービス】**

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



**〈身体介護〉**  
●食事、入浴、排せつの介助  
●衣類の着脱の介助 ●服薬の確認 など

**〈生活援助〉**  
●住居の掃除 ●洗濯 ●買い物  
●食事の準備、調理 ●薬の受け取り など

生活援助は、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に限られます。

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	244円
	30分～1時間未満	387円
生活援助中心	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

**通院等乗降介助(1回)** 97円

※別途移送費がかかります。(実費分)

**ご注意ください! 以下のサービスは、介護保険の対象となりません。**

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事 ●ペットの世話 ●留守番 ●来客の応対
- 家具の移動や修繕、模様替え ●草むしり など

しくみと加入者

保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者福祉サービス





## 自宅で入浴する

自宅を訪問してもらう

要介護 1~5 要支援 1~2 ほうもんにゆうよくかいご かいご よ ほうほうもんにゆうよくかいご  
**訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)**

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護 1~5	1,266 円	要支援 1・2	856 円
---------	---------	---------	-------



## 看護師などに訪問してもらう

要介護 1~5 要支援 1~2 ほうもんかんご かいご よ ほうほうもんかんご  
**訪問看護 (介護予防訪問看護)**

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす

要介護度	病院・診療所から		訪問看護ステーションから	
	20分~30分未満	30分~1時間未満	20分~30分未満	30分~1時間未満
要支援 1・2	382 円	553 円	451 円	794 円
要介護 1~5	399 円	574 円	471 円	823 円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

## 自宅でリハビリをする

要介護 1~5 要支援 1~2 ほうもん かいご よ ほうほうもん  
**訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)**

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護 1~5	308 円	要支援 1・2	298 円
---------	-------	---------	-------

## お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護 1~5 要支援 1~2 きよたくりょうようかんり しどう かいご よ ほうきよたくりょうようかんり しどう  
**居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)**

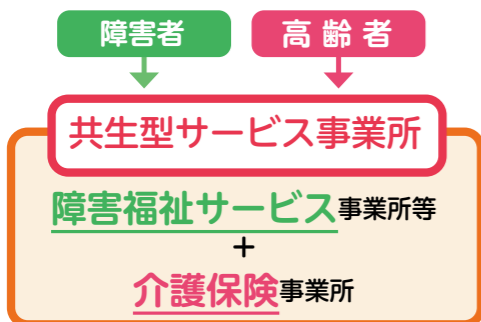
医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515 円
歯科医師の場合(月2回まで)	517 円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566 円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518 円
管理栄養士の場合(月4回まで)	545 円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362 円

### 「共生型サービス」が創設されました。

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。



#### 【対象サービス】

訪問介護 デイサービス (地域密着型含む) ショートステイ

障害福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、なじみの事業所でサービスを受け続けることが難しいという問題がありました(65歳以上で公的サービスを受ける場合、介護保険が優先されるため)。この問題を解消するために「共生型サービス」が創設されました。

低所得の障害者の方のための負担の軽減が行われます。→27ページ



## 夜間に訪問介護を受ける

自宅を訪問してもらう

要介護 1~5 や かんたいおうがたほうもんかいご  
**夜間対応型訪問介護**

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。



自己負担(1割)のめやす【基本対応の場合】

1 カ月	989 円
------	-------

※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

## 24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護 1~5 ていきじゅんかいずいじたいおうがたほうもんかいご かんご  
**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。



※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	5,446 円	7,946 円
要介護 2	9,720 円	12,413 円
要介護 3	16,140 円	18,948 円
要介護 4	20,417 円	23,358 円
要介護 5	24,692 円	28,298 円



## 施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

施設に通って利用する

要介護 1~5 つうしょかいご  
**通所介護【デイサービス】**

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
  - 食事に関する指導など(栄養改善)
  - □の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	658 円
要介護 2	777 円
要介護 3	900 円
要介護 4	1,023 円
要介護 5	1,148 円

※食費、日常生活費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56 円 / 1 日
- ・栄養改善 200 円 / 1 回
- ・口腔機能向上 150 円 / 1 回 など

## 小規模な施設の通所介護サービス

要介護 1~5 ち いきみつちやくがたつうしょかいご  
**地域密着型通所介護**

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



地域密着型サービス

自己負担(1割)のめやす

【7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753 円
要介護 2	890 円
要介護 3	1,032 円
要介護 4	1,172 円
要介護 5	1,312 円

※食費、日常生活費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

しくみと加入者

保険料の決め方  
納め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者福祉サービス



## 施設に通ってリハビリをする

施設に通って利用する

### 要介護 1~5 つうしょ 通所リハビリテーション 【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	762 円
要介護 2	903 円
要介護 3	1,046 円
要介護 4	1,215 円
要介護 5	1,379 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。  
・栄養改善 200 円 / 1 回  
・口腔機能向上 150 円 / 1 回 など  
※食費、日常生活費は別途負担となります。

### 要支援 1・2 かいご よぼうつうしょ 介護予防通所 リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所などで、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,268 円
要支援 2	4,228 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。  
・栄養改善 200 円 / 月  
・口腔機能向上 150 円 / 月 など  
※食費、日常生活費は別途負担となります。



## 認知症の方が施設に通って受けるサービス

### 要介護 1~5 要支援 1・2 にん ち しょうたいおうがたつうしょかいご 認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

地域密着型サービス

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満利用した場合】

要介護 1	994 円	要支援 1	861 円
要介護 2	1,102 円	要支援 2	961 円
要介護 3	1,210 円		
要介護 4	1,319 円		
要介護 5	1,427 円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

### リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。  
理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士：日常生活の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障害のある方に訓練や検査などを行います。



## 自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

### 要介護 1~5 要支援 1・2 たん き にゅうしょせいかつかいご 短期入所生活介護【ショートステイ】（介護予防短期入所生活介護）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	603 円	603 円	704 円
要介護 2	672 円	672 円	772 円
要介護 3	745 円	745 円	847 円
要介護 4	815 円	815 円	918 円
要介護 5	884 円	884 円	987 円

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	451 円	451 円	529 円
要支援 2	561 円	561 円	656 円



## 医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

### 要介護 1~5 要支援 1・2 たん き にゅうしょりょうようかいご いりょうがた 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】（介護予防短期入所療養介護）

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	753 円	830 円	836 円
要介護 2	801 円	880 円	883 円
要介護 3	864 円	944 円	948 円
要介護 4	918 円	997 円	1,003 円
要介護 5	971 円	1,052 円	1,056 円

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	579 円	613 円	624 円
要支援 2	726 円	774 円	789 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。  
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

### 【居室の違い】

- 従来型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設していない個室
- ユニット型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設している個室
- ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。「ユニット型準個室」から名称が変更されました。
- 多床室：定員2人以上の個室ではない居室

### 介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。

自分らしい生活へ

外出するの  
も楽しくなった



できることが  
増えてきた

できることは  
自分で



しくみと加入者

保険料の決め方  
納め方

サービス利用の  
手順

サービスの種類  
と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援  
センター

介護保険以外の高齢者  
福祉サービス



通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

通いを中心とした複合的なサービス

**要介護 1~5** **要支援 1~2** しょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご  
**小規模多機能型居宅介護**  
かい ご よ ほうしょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご  
**(介護予防小規模多機能型居宅介護)**

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援 1	3,450円
要支援 2	6,972円
要介護 1	10,458円
要介護 2	15,370円
要介護 3	22,359円
要介護 4	24,677円
要介護 5	27,209円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

**要介護 1~5** かん ご しょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご  
**看護小規模多機能型居宅介護**  
ふくごうがた  
**【複合型サービス】**

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護 1	12,447円
要介護 2	17,415円
要介護 3	24,481円
要介護 4	27,766円
要介護 5	31,408円



有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

自宅から移り住んで利用する

**要介護 1~5** **要支援 1~2** とくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご  
**特定施設入居者生活介護**  
かい ご よ ほうとくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご  
**(介護予防特定施設入居者生活介護)**

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。



※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	183円
要支援 2	313円
要介護 1	542円
要介護 2	609円
要介護 3	679円
要介護 4	744円
要介護 5	813円



地域の小規模な有料老人ホームなどで介護サービスを受ける

**要介護 1~5** ち いきみつちやくがた とくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご  
**地域密着型 特定施設入居者生活介護**

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	546円
要介護 2	614円
要介護 3	685円
要介護 4	750円
要介護 5	820円

認知症の方が施設で共同生活を送る

**要介護 1~5** **要支援 2** にん ち しょうたいおうがたきようどうせいかつかい ご  
**認知症対応型共同生活介護(グループホーム)**  
かい ご よ ほうにん ち しょうたいおうがたきようどうせいかつかい ご  
**(介護予防認知症対応型共同生活介護)**

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※要支援 1の方は利用できません。

地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【1ユニットの事業所の場合】

要支援 2	761円
要介護 1	765円
要介護 2	801円
要介護 3	824円
要介護 4	841円
要介護 5	859円

地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

**要介護 3~5** ち いきみつちやくがた  
**地域密着型**  
かい ご ろうじんふく し し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご  
**介護老人福祉施設入所者生活介護**

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。



※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	745円	745円	828円
要介護 4	817円	817円	901円
要介護 5	887円	887円	971円

しくみと加入者

保険料の決め方  
納め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者福祉サービス

## ②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。
- ※従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについては、19ページを参照してください。
- ※要支援の方は利用できません。

### 生活介護が中心の施設

介護保険施設に移り住む

#### 要介護3~5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約21,960円	約21,960円	約24,450円
要介護4	約24,060円	約24,060円	約26,580円
要介護5	約26,130円	約26,130円	約28,650円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

### 介護やリハビリが中心の施設

#### 要介護1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,510円	約23,790円	約24,060円
要介護2	約22,890円	約25,290円	約25,440円
要介護3	約24,840円	約27,240円	約27,390円
要介護4	約26,490円	約28,830円	約29,040円
要介護5	約27,960円	約30,360円	約30,540円

### 長期療養の機能を備えた施設

#### 要介護1~5 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,630円	約24,990円	約25,500円
要介護2	約24,960円	約28,290円	約28,800円
要介護3	約32,100円	約35,460円	約35,970円
要介護4	約35,160円	約38,490円	約39,000円
要介護5	約37,890円	約41,250円	約41,760円

## 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1~3割 + ★居住費 + ★食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

### ★居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

	居住費(滞在費)				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円
令和6年8月から	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

## 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

※給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

### 変更ポイント

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 <sup>*1</sup>	預貯金等の資産 <sup>*2</sup> の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下					
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 [1,000円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下					

利用者負担段階	所得の状況 <sup>*1</sup>	預貯金等の資産 <sup>*2</sup> の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下					
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下					

- 【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
- ( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。
- ※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- ※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。
- 不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

しくみと加入者

保険料の決め方

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者福祉サービス

### ③ 生活環境を整えるサービス

#### 自立した生活を送るための福祉用具を借りる



##### 福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。  
原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用  
できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

月々の利用限度額の範囲内で、  
実際にかかった費用の1～3割  
を自己負担します。

##### 要介護4・5の方が利用できる福祉用具

##### 要介護2・3の方が利用できる福祉用具

##### 要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- |  |   |
|--|---|
| ① 手すり(工事をとみなさないもの)                                   | ③ 歩行器   |
| ② スロープ(工事をとみなさないもの)                                  | ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)                            |
| ⑤ 車いす  | ⑨ 床ずれ防止用具                                       |
| ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)                              | ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)                           |
| ⑦ 特殊寝台   | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)                        |
| ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、ス<br>ライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、<br>段差解消機、階段移動用リフトを含む) |

##### ⑬ 自動排せつ処理装置

(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

※原則として対象となっていない用具も必要と認められた場合は例外的に借りることができます。

#### 適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問な点は事業者に相談しましょう。  
・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。

・事業者には下記①、②が義務付けられています。

- 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
- 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から)

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点つえ(松葉づえを除く)、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

#### トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

##### 特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の6種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排せつ予測支援機器

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円  
かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)



※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。



#### より安全な生活が送れるように住宅を改修する

##### 居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)

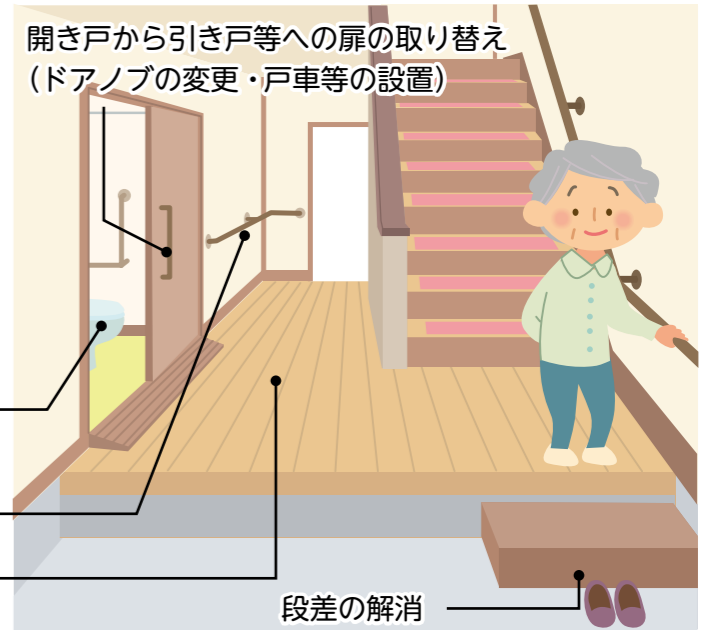
事前と事後に  
申請が必要です

生活する環境を整える

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

● 工事前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口  
に相談しましょう。

開き戸から引き戸等への扉の取り替え  
(ドアノブの変更・戸車等の設置)



和式便器から  
洋式便器への取り替え

手すりの取り付け

滑りにくい床材・移動しやすい  
床材への変更

段差の解消

#### ◎ 介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
  - 段差や傾斜の解消
  - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
  - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
  - 和式から洋式への便器の取り替え
  - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額 / 20万円まで (原則1回限り)  
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

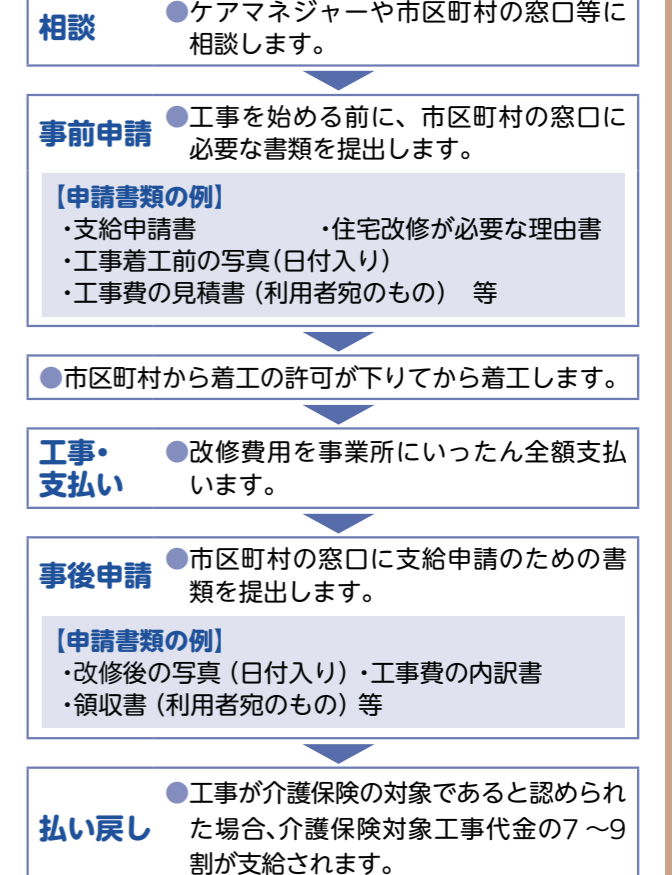
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



#### 手続きの流れ (事前と事後の申請が必要です) 【償還払い(後から払い戻される)の場合】



しくみと加入者

保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

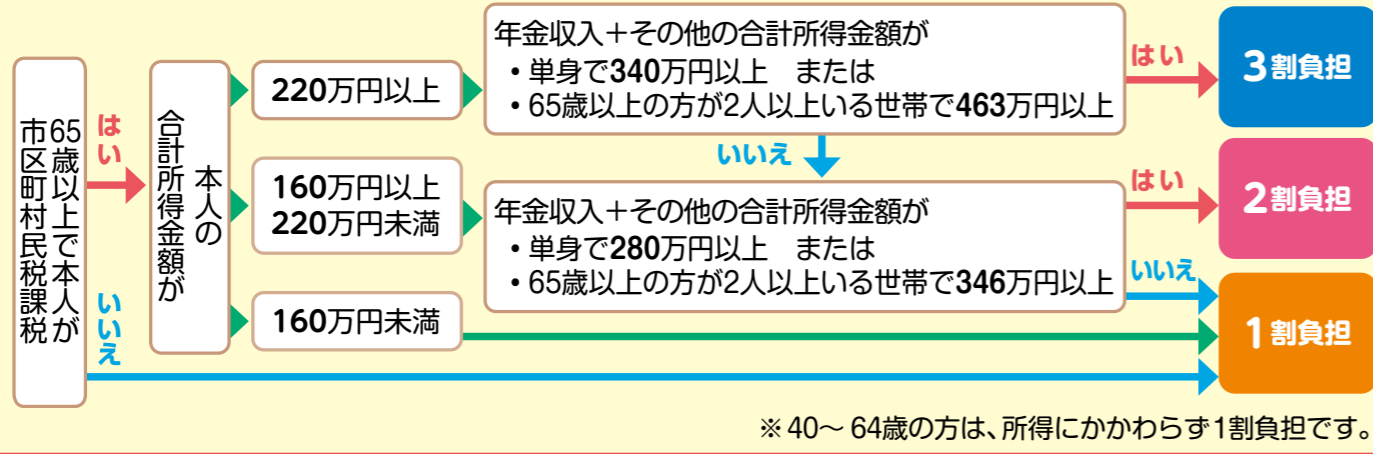
地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者福祉サービス

# 自己負担割合

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。

## ■自己負担割合の判定基準

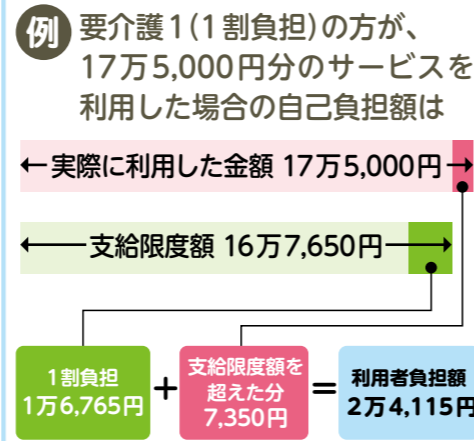


## ●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

## ■サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	5万 320円	5,032円	1万 64円	1万5,096円
要支援1	5万 320円	5,032円	1万 64円	1万5,096円
要支援2	10万5,310円	1万 531円	2万1,062円	3万1,593円
要介護1	16万7,650円	1万6,765円	3万3,530円	5万 295円
要介護2	19万7,050円	1万9,705円	3万9,410円	5万9,115円
要介護3	27万 480円	2万7,048円	5万4,096円	8万1,144円
要介護4	30万9,380円	3万 938円	6万1,876円	9万2,814円
要介護5	36万 2,170円	3万6,217円	7万2,434円	10万8,651円



## ■支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
- ・居宅介護住宅改修
- ・特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- ・認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- ・介護保険施設に入所して利用するサービス
- ・居宅療養管理指導
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※介護予防サービスについても同様です。

# 自己負担の軽減

自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみがあります。

## 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

## 自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

## 低所得の障害者の方のための負担軽減

一定の要件を満たした方が障害福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用者負担分が軽減されます。

- 【要件】
- ① 介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(居宅介護、生活介護等)に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
  - ② 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護等)を利用する方
  - ③ 障害支援区分2以上であった方
  - ④ 市区町村住民税非課税者または生活保護世帯の方
  - ⑤ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

※申請手続き等については、障害者福祉課が窓口となります。(障害者福祉課 障害給付担当 TEL.049-224-5785)

## 事業者を選ぶために...

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意見が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも重要です。

### 川越市内の事業所を探したい

#### 【川越市在宅医療・介護事業者情報検索システム】

高齢の方が住み慣れた地域で安心して在宅療養ができるよう、市内の在宅医療を提供する医療機関や介護サービス事業所などを検索することができます。検索できる主な内容は、次のとおりです。

- 在宅医療を提供する病院・診療所・歯科診療所・薬局
- 介護について困ったことや聞きたいことを相談できる窓口
- 介護サービス事業所(ケアマネジャーや介護施設など)
- ケアマネジャーやショートステイの空き情報
- 地域で行われている高齢の方向けの活動



川越市在宅医療・介護事業者情報検索システム

検索

### 全国の事業所を探したい

#### 【介護サービス情報公表システム】

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)

厚生労働省の管理する当システムは、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報をインターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。

- 介護サービス事業者の基礎データや特色がわかります。
- 複数の介護サービス事業者の基礎データを比較検討できます。

介護 公表

検索

# 自己負担の軽減

自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみがあります。

## 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間です。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

70歳未満の方

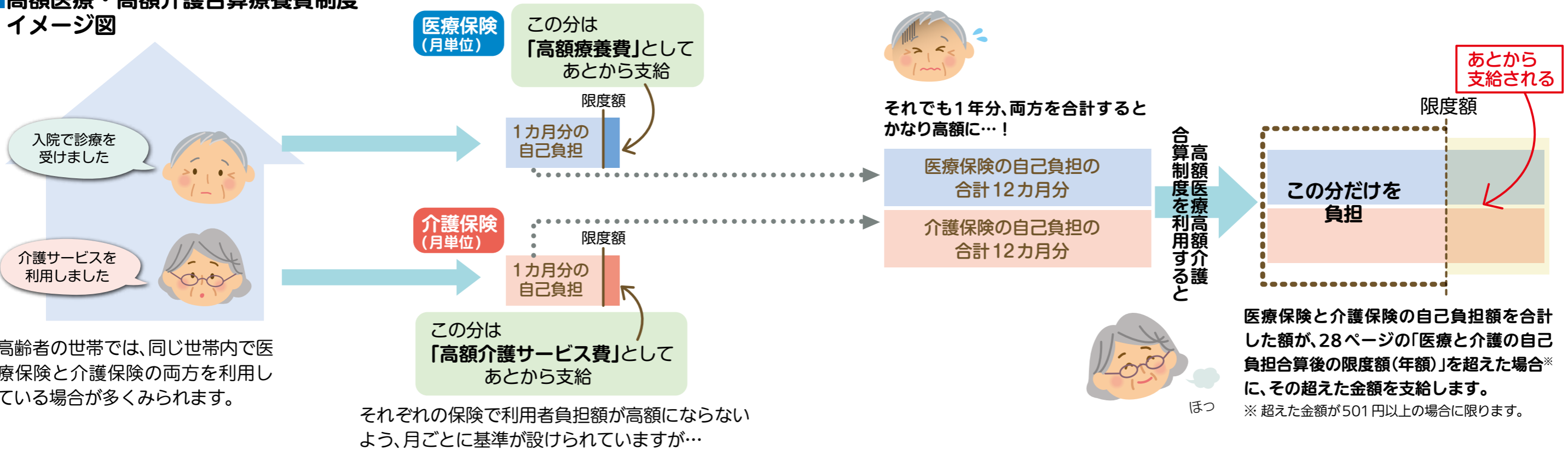
区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超 ～901万円以下	141万円
210万円超 ～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市区町村民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方<sup>\*1</sup>

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(市区町村民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(市区町村民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方 (年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

<sup>\*1</sup> 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

## 高額医療・高額介護合算療養費制度イメージ図



## 川越市介護サービス等利用者負担額支給制度について

介護保険のサービスをご利用になった際の利用者負担額の一部を支給する川越市独自の制度です。

### ●対象者と支給割合

要介護1～5または要支援1・2の認定を受けている方、および介護予防・生活支援サービスの事業対象者となった方で、次の要件を満たす方が対象となります。  
ただし、生活保護等を受けている方は除きます。

- 1 世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ老齢福祉年金受給者の方  
→利用者負担額の2分の1の額を支給
- 2 世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方  
→利用者負担額の2分の1の額を支給
- 3 世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方  
→利用者負担額の4分の1の額を支給

### ●支給対象となる利用者負担額の範囲

介護サービスを利用した際に支払った費用のうち、介護保険の適用分として支払った額を対象とします。

- 注意**
- 高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・高額介護予防サービス費・高額医療合算介護予防サービス費として保険給付がある場合は、その額を差し引いた後の額が対象となります。
  - 他の公費負担制度により減額された費用を支払った場合には、減額後の費用が対象となります。
  - 住宅改修費、福祉用具購入費については対象外です。

支給を受けるためには、「川越市介護サービス等利用者負担額受給資格登録申請書」の提出が必要になります。詳しくは介護保険課 管理給付担当へお問い合わせください。

しくみと加入者  
保険料の決め方  
サービス利用の手順  
サービスの種類と費用  
費用の支払い  
地域支援事業  
地域包括支援センター  
介護保険以外の高齢者福祉サービス

# 自分らしい生活をするために (総合事業)

介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」) は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業** と **一般介護予防事業** の二つからなります。

## 総合事業

### 介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス ●通所型サービス ●生活支援サービス

#### 対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方 (介護予防・生活支援サービス事業対象者)

### 一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

#### 対象者

- ・65歳以上のすべての高齢者が対象

## 総合事業のポイント

- **介護予防サービス** の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、**介護予防・生活支援サービス事業** に移行しました。  
要支援1・2の方は、**介護予防サービス** と **介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。
- 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方 (介護予防・生活支援サービス事業対象者) は、**介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。(要介護認定は不要です)

## 総合事業についての Q & A



**Q** 総合事業を利用するにはどうすればいいのですか？

**A** まずは、地域包括支援センターまたは、市区町村の担当課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。

**Q** 介護予防・生活支援サービス事業にはどんなサービスがありますか？

**A** 従来、介護予防サービスとして提供されていた「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」に加えて、市区町村ごとに地域の実情に応じたサービスが提供されます。

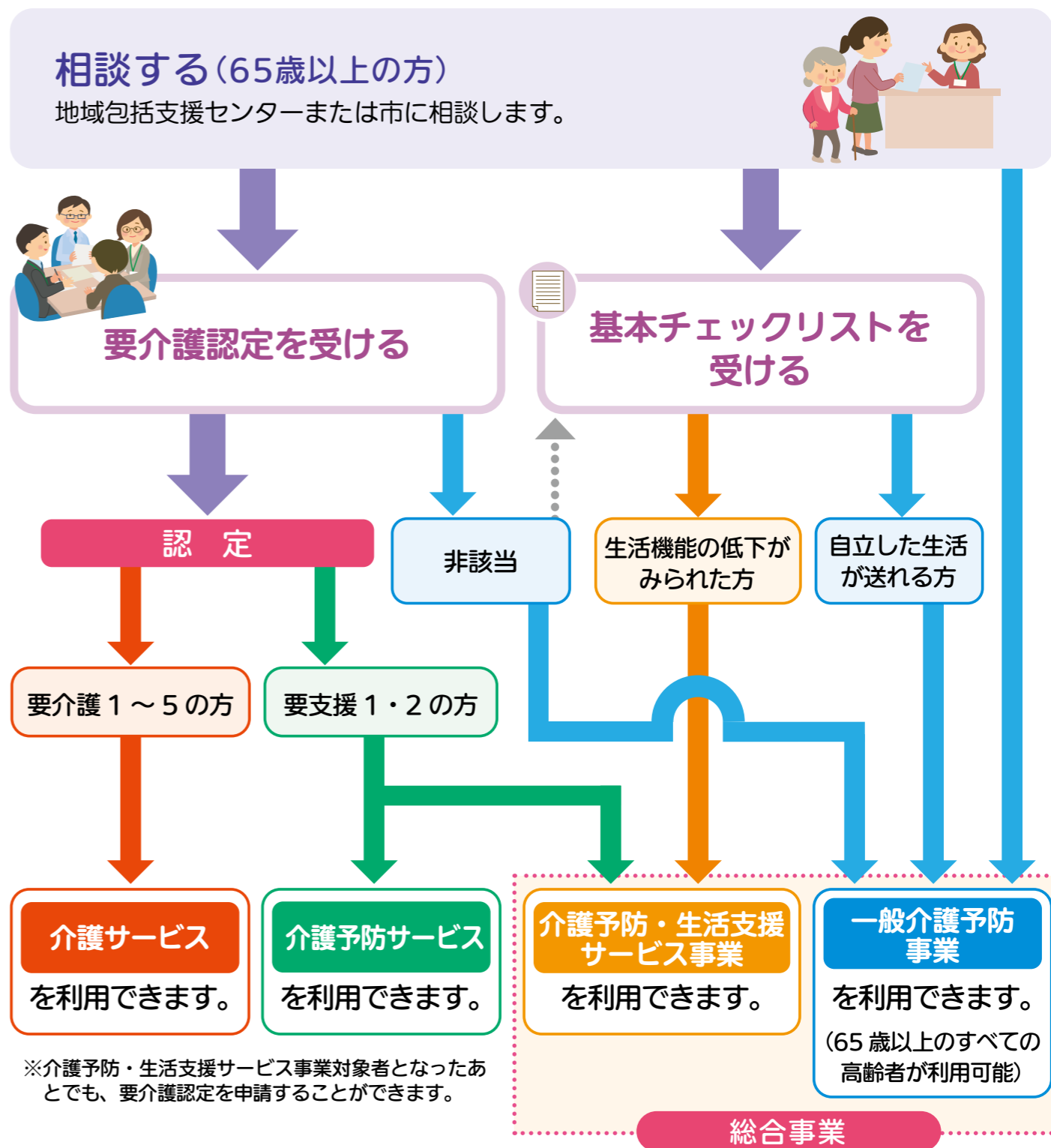
**Q** 「要介護」の人は介護予防・生活支援サービス事業を利用できますか？

**A** 介護予防・生活支援サービス事業は「要支援1・2」または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」が利用するサービスです。「要介護1～5」の方は、介護保険(介護給付)によるサービスを利用できますので、ケアマネジャー等にご相談ください。

# 総合事業

## 総合事業 利用の流れ

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方(介護予防・生活支援サービス事業対象者)が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



しくみと加入者

納め方  
保険料の決まり方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者福祉サービス



# 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、利用者のニーズにこたえられるよう、生活支援などの多様なサービスが提供されることが期待されています。ニーズにあったさまざまなサービスを提供するためには、今後、既存の事業者だけでなく、住民によるボランティアやNPO、民間企業などが参加することが必要になってきます。

**対象者** ①要支援認定を受けた方 ②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方

## 総合事業の利用について相談する

### ケアプランを作成 介護予防ケアマネジメント

かいごよぼう  
地域包括支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や利用回数を決め、ケアプランを作成してもらいます。



ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を市で負担します。)

## 自立した生活を送るため、日常生活の手助けをしてもらう

### 訪問型サービス 訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)

ほうもんがた  
ホームヘルパーが訪問し、身体介護(食事や入浴、排せつの介助等)、必要に応じて生活援助(食事の準備や調理等)を行います。



- 利用回数 週1回～ 地域包括支援センターなどの作成するケアプランにより決まります。
- 利用料 月額制で、利用回数により異なります。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度利用	1,176円
週2回程度利用	2,349円
週3回程度利用	3,727円

※介護予防訪問介護において認められている加算については、総合事業の訪問介護においても認められます。その分自己負担額が変動します。

## 栄養改善のためのアドバイスをしてもらう

### いきいき栄養訪問

えいようほうもん  
低栄養など栄養について指導が必要な方を対象に、管理栄養士等が自宅に訪問して、栄養・口腔ケアをもとに生活全般のアドバイスを行います。

- 利用回数 月1～2回で3カ月間をめやすに、地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。
- 利用料 無料

訪問型サービスC



## 通所介護施設で食事や入浴などのサービスを受ける

### 通所型サービス(介護予防通所介護相当)

つうしょがた  
通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

- 利用回数 週1回～ 地域包括支援センターなどの作成するケアプランにより決まります。
- 利用料 月額制で、対象者により異なります。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

事業対象者・要支援1	1,798円
事業対象者・要支援2	3,621円

- \*食費、日常生活費は別途負担になります。
- \*介護予防通所介護において認められている加算については、総合事業の通所介護においても認められます。その分自己負担額が変動します。
- \*事業対象者は原則要支援1と同じ自己負担となります。



## 短期に集中して運動機能の向上をはかる

### ときも運動教室

うんどうきょうしつ  
最近、体力に自信がなくなり、長く歩くことが大変になった方などを対象に、介護保険施設や医療機関などで個別のサービス計画に沿った運動プログラムを3カ月間集中して実施します。栄養のアドバイスや口腔ケア向上のための体操なども行います。

- 利用回数 週2回で3カ月間行います。
- 利用料 無料



しくみと加入者  
保険料の決め方  
サービス利用の手順  
サービスの種類と費用  
費用の支払い  
地域支援事業  
地域包括支援センター  
介護保険以外の高齢者福祉サービス

## 一般介護予防事業

# 介護を必要とする状態にならないために

各種事業に参加する人を増やすとともに、通いの場が増えていくような地域づくりを進めます。また、リハビリの専門職等が住民主体の場などに関わることで、介護予防のための人材を育てるとともに、活動内容を充実させます。

**対象者** 65歳以上(第1号被保険者)のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

### ① いもっこ体操教室

地域包括支援センターが実施主体となり、住民の皆様と行う介護予防教室です。全6回で、介護予防に関する講義や「いもっこ体操」※1、体力測定を行います。理学療法士が講師となり、介護予防サポーターも体操指導に協力しています。教室終了後は、自主グループを作り、定期的集まり、「いもっこ体操」を継続できるように活動しています。  
参加は無料。



#### ※1 「いもっこ体操」とは

川越市が推奨している介護予防の体操です。バランス・柔軟性・筋力を鍛えるのに効果的で、『転ばない、転んでも骨折しない』身体作りに最適です。市ホームページでもいもっこ体操の動画を公開しています。また、DVDの貸し出しも行っています。



「川越市ホームページ」で動画公開中！



### ② 自主グループ活動

介護予防サポーター等が中心となり、自主的にいもっこ体操等を行うグループです。



#### 「介護予防サポーター」とは

いもっこ体操教室の開催協力や自主グループの活動など、定期的集まり、地域で運動を続けることができるよう、実践の中心となって活躍するボランティアのことです。

①、②については、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにお問い合わせください。

### ③ 体力アップ倶楽部(初級編・中級編)

タオルやイスを使ったストレッチ・筋力アップ運動、食事・口と歯の健康などの実技や講義を行います。初級編は、体力に自信のない、きつい運動は苦手という方向けの教室です。中級編は初級編よりも運動負荷がやや高い教室です。どちらも「転倒しにくい、しなやかな身体づくり」を目指します。参加は無料。



### ④ かわごえ体力測定会

筋力、バランスなどの体力測定を行います。ご自分の体力を知ることから健康づくりを始めてみましょう。理学療法士のアドバイスもあります。参加は無料。



③、④については、健康づくり支援課 (TEL.049-229-4120) にお問い合わせください。



しくみと加入者

保険料の決め方  
納め方

サービス利用の  
手順

サービスの種類  
と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援  
センター

介護保険以外の高齢者  
福祉サービス

## 認知症の人と家族が地域で安心して暮らすために

認知症の方とその家族が、安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域全体で認知症の方を見守り、支えていくこと、そのためのネットワークをつくっていくことが必要です。そのためにも、まず、地域において広く認知症に対する理解を深めていくことが大切です。

### ① 認知症サポーター養成講座

認知症に対する理解を深められるよう、約90分間の講座を開催しています。受講は無料。



この講座を受講された方には、サポーターの印である「オレンジリング」をお渡しします。  
※開催日程については、広報川越、市ホームページなどでお知らせします。

「認知症サポーター」とは  
認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことです。

### ② 認知症相談会

認知症についての専門的な知識を有する医師が相談に応じます。要予約。1人30分程度。相談は無料。

### ③ 家族介護教室

医療・介護の専門職による介護に関する講義と参加者同士の交流を行います。参加は無料。

### ④ 認知症予防教室

認知症予防に関心を高め、自ら予防方法を学習する講座を開催しています。参加は無料。

### ⑤ 介護マークの配布

介護する方が、介護中であることをさりげなく周囲に理解してもらうために、「介護マーク」を配布します。



### ⑥ オレンジカフェ

認知症の方も、ご家族も、誰もが気軽に集える場オレンジカフェにぜひご参加ください。参加費は100円程度。

### ⑦ 徘徊高齢者家族支援サービス

- ① 外出時に道に迷うおそれのある高齢者等を居宅で介護している家族に、徘徊探知システムの利用に係る経費の一部を助成します。
- ② 認知症等により外出時に道に迷うおそれのある在宅高齢者が行方不明となった場合に、早期発見、事故の未然防止のため「川越市お帰り安心ステッカー」を配布しています。申請の際には、申請書のほか、介護支援専門員(ケアマネジャー)等の意見書が必要になります。



詳しいことは、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにお問い合わせください。

## 地域包括支援センターのご案内

### 地域包括支援センターは 高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための機関です。介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。



### 地域包括支援センターが行っている主な支援

自立した生活ができるよう  
介護予防をすすめます



要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方への支援を行います(介護予防ケアプランの作成など)。

介護に関する悩みなど  
さまざまな相談に応じます



介護が必要な高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、さまざまな相談を受け付けています。

高齢者のみなさんの  
権利を守ります



消費者被害などへの対応、成年後見制度の利用支援や、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。

### 認知症の方と家族を支えます

認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を見守るための認知症サポーター養成講座や、認知症の方や家族、地域の方などが気軽に集う場であるオレンジカフェ、家族介護教室等を開催しています。

### 暮らしやすい地域づくりに 取り組んでいます

いつまでも住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員、サービス提供事業者、医療機関、民生児童委員、自治会等関係機関とのネットワークづくりを推進します。

川越市内の地域包括支援センターについては、裏表紙をご覧ください。

しくみと加入者

保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者福祉サービス

# 高齢者の自立を支援します

高齢者が住み慣れた地域でできるだけ安心した生活を続けられるよう支援する、川越市独自のサービスです。各サービスの利用には申請が必要です。

## 要介護高齢者手当

要介護3～5の認定を受けている在宅高齢者（介護保険施設等に入所（院）していない方）に、月額8,000円の手当を支給します。



## 紙おむつ給付

要介護4または5の認定を受けている方で常時失禁の状態にあり、排せつの介助を要する在宅高齢者に、月額5,000円の範囲内で紙おむつを給付します。  
※要介護1～3までの認定を受けた方のうち一定の要件を満たす方も対象となります。



## 配食サービス

ひとり暮らし高齢者等で自ら食事を調理することや買い物に行くことが困難な方に、昼食か夕食の1日1食分（1食あたり自己負担額500円。週4食まで。）を居宅に配食することで、食生活および栄養の改善を図るとともに、安否の確認も行います。



## 訪問理美容サービス

要介護・要支援の認定を受けている在宅高齢者で、理容店・美容院へ出向くことが困難な方に、市内の理容師や美容師が、1年度に4回まで居宅に訪問してカットを行います。1回あたり自己負担額2,000円。



## 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者（日中独居等を含む）のうち慢性疾患等により日常生活で常時注意が必要な方に、緊急通報装置を貸与設置します。



## 寝具丸洗い

要介護高齢者手当受給者およびひとり暮らし高齢者のうち、対象者および同居する方それぞれの市民税所得割が非課税の方に、衛生と健康の保持を図るため、年1回、寝具の丸洗いを行います。

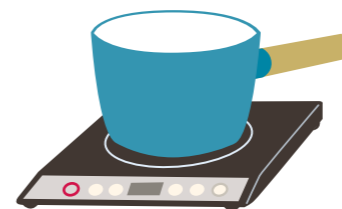


## 家族介護慰労金

要介護4または5の認定を受けており、介護保険サービスを1年間利用していなかった在宅高齢者を介護している方に、年間10万円の慰労金を支給します。  
※本人および家族のいずれもが市民税非課税の方。

## 日常生活用具の給付

要介護の認定を受けている在宅高齢者およびひとり暮らし高齢者に、自動消火器、火災警報器を、また、ひとり暮らし高齢者に電磁調理器を給付します。  
※所得に応じて費用負担があります。



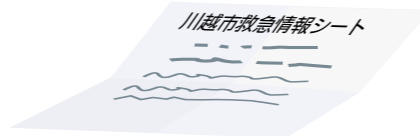
## 成年後見等制度利用支援

判断能力が十分でない高齢者の権利と財産を守り、支援する制度です。配偶者や親族がない等の場合、市長が家庭裁判所へ法定後見制度の申し立てを行います。



## 救急情報キット配布

ひとり暮らしの高齢者を中心に、救急隊員がかけつけた際、かかりつけの医療機関や緊急の連絡先などを確認できるキット（シート等）を民生委員が配布します。

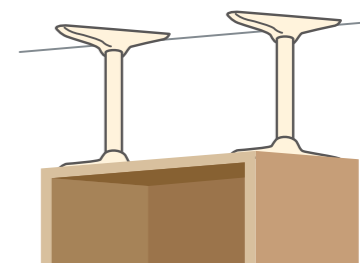


## 居宅改善費助成

要介護・要支援の認定を受けていない在宅高齢者が、要介護状態への進行を予防するための、居宅の改善に要する経費の一部を助成します。（対象者及び同居者の所得等要件があります。）

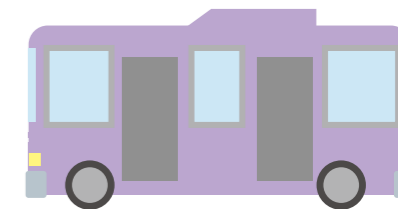
## 家具転倒防止器具等の取付け

家具の転倒防止器具等を自身で取り付けることができない65歳以上のみの高齢者世帯の居宅に、地震等による被害を防ぐため、器具等の取付けを行います。（転倒防止器具は実費負担です。）



## 市内循環バスの特別乗車証

市内循環バス（川越シャトル）が利用できる特別乗車証を発行します。  
料金…70歳以上90歳未満 1乗車100円  
90歳以上 無料



## 介護支援いきいきポイント事業

市の指定を受けた介護関連施設等でボランティア活動を行うと、ポイントがたまります。たまったポイントは、翌年度に活動奨励金や市の特産品などと交換できます。事業参加には登録が必要です。活動保険料は自己負担となります。



詳細は、高齢者いきがい課までおたずねください。

しくみと加入者

保険料の決め方  
納め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者福祉サービス